平成２９年（フ）第１２５号
青森県八戸市類家３丁目３番４号、前住所宮城県仙台市青葉区国見ケ丘２丁目18番地７
破産者　佐藤　　猛
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
秋田市新屋割山町１番17号
破産者　佐々木キミ子
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８号
秋田市柳田字鳥越102番地６
破産者　境田　祐輔
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１号
茨城県取手市東６丁目24番４号
破産者　奥野　正敏
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
茨城県龍ケ崎市城ノ内３丁目１番地49、前住所茨城県龍ケ崎市藤ケ丘２丁目６番地11
破産者　佐藤　明男
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
茨城県牛久市田宮町531番地35（102）
破産者　加藤　和宏
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
山梨県大月市大月町真木4142番地１
破産者　奥秋　一髙
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
兵庫県明石市二見町東二見862番地の１　ル・ソレイユ405号室、開始決定時の住所山梨県南都留郡山中湖村山中387番地の５　アヴォンリー山中湖Ｄ棟102号
破産者　紺田　健次
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
長野県東筑摩郡生坂村5424番地１
破産者　平林　研吾
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７１号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1195番地の３
破産者　神農　詳彦
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第７５号
岐阜県中津川市千旦林1452番地の１の３
破産者　安田　浩仁
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２３１号
静岡県沼津市西椎路69番地の１　蔵下館２－Ｂ
破産者　永田　和彦
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６２８号
兵庫県尼崎市小中島３丁目10番７－210号
破産者　漣　　昌和
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８３号
兵庫県西宮市常磐町２－24リブマックス夙川常磐町101号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市中野北１丁目３番36号
破産者　髙岡　愼一
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４３号
兵庫県芦屋市業平町３番９号
破産者　鎌田　雅彦
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５０５号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番８号　メゾン大和５号館223号
破産者　原田　　剛
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３６号
兵庫県尼崎市下坂部４丁目１番６号　フレグランスアベリア102
破産者　仲田　俊二
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０号
兵庫県揖保郡太子町東保493番地４
破産者　名村真由美
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部